
はじめに

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の主旨

神川町は平成18年1月1日に旧神川町と旧神泉村が合併し、新たな神川町として誕生しました。平成19年3月18日には「生涯学習推進のまち宣言」を行うと共に、同年12月には「第1次神川町総合計画」を、平成30年10月には「第2次神川町総合計画」（以下、「総合計画」）を策定しました。今後10年間の町づくりに向けたビジョンを新たに提示いたしました。

本町においては、少子化や、急速な高齢化、情報化の進展など大きな社会変化に加え、中山間地域での過疎化や一人暮らし高齢者の増加等が目立ち、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立が懸念されています。

さらに、地域経済の縮小や地方財政の厳しい状況など、町を取り巻く経済環境も大きく変化しています。

このような時こそ、様々な行政課題に対応するために町民と企業、団体、そして行政が知恵を出し合い、力を合わせ協働のまちづくりを推進する必要があります。

この「神川町生涯学習推進計画」は「生涯学習推進のまち宣言」の趣旨のもと、「第2次神川町総合計画」が目指す将来像「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川～歴史・自然を後世に～」を踏まえ、町民一人ひとりが自由に学び、学んだことを地域に生かすことができるまちづくりを目標に、町民を主体とした生涯学習の環境づくりのために策定するものです。

^{※1}生涯学習は、子どもから高齢者にいたるまで生涯を通じた、自発的、継続的な学習で、分野としては福祉、就労、産業、教育等と幅広い分野にわたりますが、計画は、生涯学習の範囲を教育関連分野に絞った内容としました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「第2次神川町総合計画」を上位計画とした生涯学習の振興のための計画です。また、関連する他の諸法令、計画、^{※2}宣言等との整合性を図り策定するものです。

第3節 計画の構成と期間

1 構成

(1) 基本構想

生涯学習を推進するため、基本理念及び基本方針並びに主要施策を定めます。

(2) 基本計画

基本構想で定めた主要施策の実現を図るため、施策の方向と事業の展開を示します。

2 期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

ただし、急激な社会情勢の変化に対応する必要がある場合は、その都度、見直します。また、年度ごとにPDCAサイクルで管理します。

第4節 基礎資料

第2次神川町総合計画策定にあたり、広く意識、実態、要望等を把握し、計画に反映するため平成28年10月に町民2,000人を対象に行ったまちづくりアンケート調査^{※3}の数値等を用います。（回収率32.8%）

※1 「生涯学習の概念」については3ページをご参照ください。

※2 「関連する他の諸法令、計画、宣言等」は5ページをご参照ください。

※3 本計画の中では「アンケート調査」と記しています。

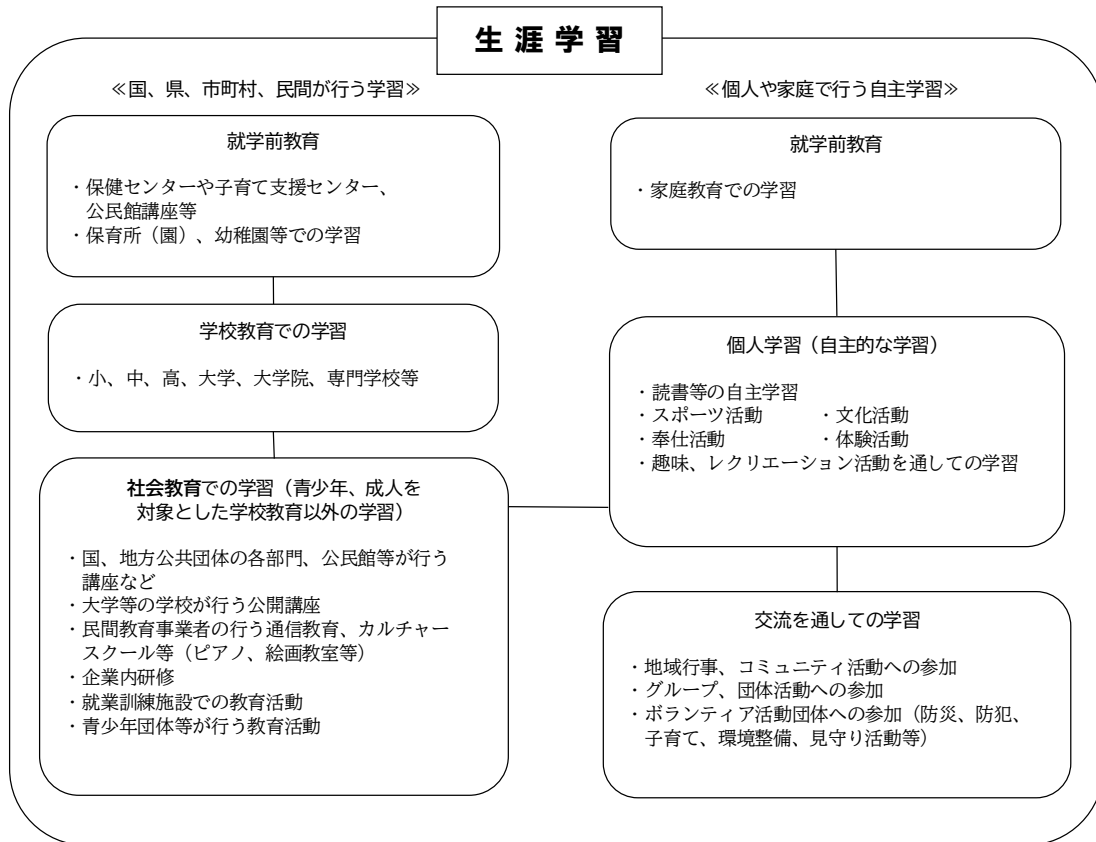
生涯学習と社会教育

生涯学習は、教育基本法で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現が図られなければならない」（第3条）と理念を示しています。乳幼児が家庭で保護者や兄弟姉妹から言葉を学んだり、遊んだりすることで社会性を身につけることや、子どもたちが学校で勉強することも生涯学習の重要な一部分を形成しており、世代を問わず学校外で行われるスポーツ活動やレクリエーション活動、趣味・教養に関する学びのほか、資格取得、企業内研修、芸術・文化活動、地域づくり活動、ボランティア活動など、多様な分野での学習活動が生涯学習に含まれます。

一方、社会教育は、社会教育法に「学校の教育活動以外で、主として青少年、成人に対して行われる組織的教育活動」（第2条）と定義され、一般的には公民館などの社会教育施設で行われる講座、学級、講演会、展示会、演奏会、スポーツ・レクリエーション活動など、学校教育を除いた社会での教育活動として位置づけられています。

生涯学習も社会教育も「自己の充実や生活の向上のために、自発的意思に基づき、必要に応じて、自己の手段・方法を自ら選んで行う学習であり、誰でも、いつでも、どこでも自由に行う学習である。」という共通認識があるため、『生涯学習＝社会教育』と捉えられていることもありますが、社会教育は生涯学習の重要な一部であり、すべてではありません。生涯学習は、学習者の視点から、学校教育や社会教育、家庭教育などすべての教育機会を総合的な観点で捉えた概念であると言えます。

生涯学習の概念図



※2 関連する主な諸法令、計画、宣言等

- 教育基本法
- 社会教育法
- 学校教育法
- 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
- 教育振興基本計画
- 児童の権利に関する条約
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 男女共同参画社会基本法
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 高齢社会対策基本法
- 障害者基本法
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 障害者差別解消法
- 部落差別の解消の推進に関する法律
- スポーツ基本法
- 関係通達
- 埼玉県5か年計画
- 埼玉県教育振興基本計画
- 埼玉県青少年健全育成・支援プラン
- 埼玉県スポーツ推進計画
- 埼玉県文化芸術振興計画
- 埼玉県読書活動推進計画
- 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例
- 埼玉県文化財保護条例
- 神川町総合計画
- 神川町総合戦略
- 神川町教育振興基本計画
- 生涯学習推進のまち宣言
- 神川っ子宣言
- 人権尊重の町宣言
- 神川町障害者計画・神川町障害福祉計画
- 神川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 神川町子ども・子育て支援事業計画
- 神川町男女共同参画プラン

第2章 生涯学習推進の意義

第1節 社会環境の変化

1 人口減少と少子高齢社会

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると日本の総人口はすでに減少局面を迎え、2030年以降は全都道府県で総人口が減少すると予測しています。本町においても、中山間地域での過疎化や少子化の進行にあわせ高齢化が進むと共に、家庭や地域のつながり、連帯感の希薄化が懸念され、生涯学習の必要性が改めて認識されています。

2 高度情報化社会

パソコンやスマートフォン（携帯電話）の情報通信網の普及により、知識・情報社会への移行が急激に進み、一般家庭で使用されているテレビ等の家電製品が情報端末となり無意識下での情報化社会が進行しています。

今後高速通信網によるインターネット等を活用した生涯学習の情報提供の充実や手続の簡素化など、引き続き利便性の向上を図る必要があります。

学習の内容としては、情報だけでは得られない実体験学習が重要になっています。

3 多様化する社会

核家族化、少子高齢化、ひとり世帯の増加、就労形態の変化等により、人々の生活様式は多様化しています。

成熟社会に入り人々は「物の豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」も求めるようになりました。仕事の充実感以外にも、家庭や趣味などの自己実現に時間を費やすなど、自分に合ったライフスタイルを追求する人が増えています。

このため、町民のライフスタイルごとにニーズを把握し、総合的かつきめ細かな生涯学習サービスを展開する必要があります。

4 地方分権社会

地方分権の進展に伴い、自らの地域のことは自らの意思で決定し、特性に応じたまちづくりを実現することが期待されています。

また、公と民の役割分担を明らかにし、町民や企業、地域活動団体との協働・連携に向けた取り組みが求められています。

第2節 生涯学習推進の必要性

これまでの学習ニーズは、主に趣味・教養や実用に関するものが多い傾向にありました。しかし、新型のウイルスによる感染症、地球温暖化、人権課題がクローズアップされるなど、従来の価値観のままでは解決できない、社会の課題に対応する学習が必要になってきています。

また、生きがいや自己実現を求める人々の意識や志向が多岐にわたることから、今後ますます学習ニーズや活動の方向性も多様化・高度化し、インターネット上での学習活動が増えることが予想されます。そして、このような時こそ「心のふれあい」や、「生きがい」を大切にした生涯学習を進めることが重要となっています。

町民が生涯にわたって様々な学習を積み重ねることにより、その学習成果が地域社会の課題解決や活性化などに反映できるよう社会環境の変化を十分に見据え、学習者の視点に立った生涯学習の推進が求められています。

本計画は、「生涯学習推進のまち宣言」にある住民が主役の「人づくり」、「家庭づくり」、「地域づくり」、「まちづくり」を進めるために策定するものです。

基本構想

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の視点

平成30年10月に策定した「第2次神川町総合計画（以下、総合計画）」（平成30年度～令和9年度）の基本理念や町の将来像及び平成19年3月の「生涯学習推進のまち宣言」と整合性を図ります。

第2節 神川町の将来像

人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川
～歴史・自然を後世に～

御嶽山や城峯山に代表される恵まれた緑、西部を流れる神流川や神流湖の自然は本町の象徴でもあり、将来にわたり大切に引き継がなければなりません。

豊かな自然と人々の暮らしが融合し、誰もが集い、出会い、ふれあい、新たな価値を創造しながら、「人を育てる」理念のもと、将来にわたり成長し安心して暮らせる「住みよいまち」を目指します。

第3節 基本理念

生涯学習を生かし 町民と行政が協働するまちづくり

「総合計画」基本施策1及び5による“生涯学習を生かし、町民と行政が協働するまちづくり”を基本理念とします。また、「生涯学習推進のまち宣言」にあるとおり、ふれあいを大切にし、生涯にわたりともに学び続け、生きがいのある人生と心のかよいあう「かみかわ」の実現を目指します。

第4節 基本方針

- ・ 人づくり＝生涯学習に親しみ自己啓発の推進
- ・ 家庭づくり＝生涯学習を楽しみ健やかで幸せな家庭づくりの推進
- ・ 地域づくり＝生涯学習を生かし支えあえる地域づくりの推進
- ・ まちづくり＝交流を通し希望に満ちたまちづくりの推進

平成19年3月制定の「生涯学習推進のまち宣言」に基づき4つの項目を設定します。この宣言は、ふれあいを大切に、生涯にわたりともに学び続け、生きがいのある人生と心のかよいあう「かみかわ」の実現を目指して制定されたものです。

第5節 基本目標

- ・ 自ら進んで気軽に参加でき、楽しみながら学べる機会を提供する
- ・ 幼児・児童・生徒・青少年教育及び家庭での学習を充実する
- ・ 家庭・学校・企業・地域が連携し、学びあい、支えあいの心を創造する
- ・ 町民と行政で希望に満ちた生涯学習推進のまち「かみかわ」を目指す

21世紀の今、私たちは伝えられてきたよきものを次の世代へつなげなければなりません。町民一人ひとりの生き方を大切に、それぞれの世代が「だれもが、いつでも、どこでも」学習できる生涯学習のまちを目指します。また、町民一人ひとりが健やかで心豊かに、生き生きとした生活を営めるよう町民と行政の協働による生涯学習推進に努めます。

第2章 施策の体系と主要施策

第1節 施策の体系

「総合計画」の基本理念や町の将来像及び平成19年3月制定の「生涯学習推進のまち宣言」と整合性を図ります。(別紙参照)

第2節 主要施策

1 社会教育と文化活動

町民一人ひとりがそれぞれの年代やライフスタイルに応じて自由に学び、学んだことを地域やまちづくりに生かす、ふれあい・学びあいの生涯学習活動を推進します。また、より多くの人々が取り組めるよう「生涯学習推進のまち宣言」等の普及により意識づけを行います。

心豊かな文化の香り高いまちづくりを目指すと共に、地域の文化財や歴史の再発見などを通して、郷土への愛着心や関心が高まるよう、文化財の保護と活用に努めます。

2 スポーツ・レクリエーション

健康づくりや地域のコミュニケーションの形成につながるスポーツ・レクリエーションプログラムの普及を図ります。

子どもから高齢者まで、誰もがそれぞれの体力や年齢、興味、関心、目的に応じて気軽にスポーツに親しめるよう活動の機会や場を提供し、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

3 家庭・幼児学校教育、青少年健全育成

生活習慣や社会生活のルールを身につける第一歩として、家庭・幼児教育を支援します。

多様で変化の激しい社会を生きるうえで、必要となる知識や能力を習得し、豊かな心や社会性を育める学校教育環境の充実・整備を進めます。また、地域に根ざした特色ある開かれた学校づくりに取り組みます。

関係機関や団体と連携し、社会全体で青少年の健全育成に取り組む機運を高めます。

4 人権尊重と共生

様々な人権問題の解決を図り、一人ひとりの人権が尊重され共に暮らせる共生社会の実現に努めます。

町民が人権課題に対し正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚が図れるような様々な機会を捉え、人権教育・啓発活動を推進します。

5 町民と行政の協働

交流を通じて町民が健康で生きがいを持ち、お互いを支えあえる社会の実現に努めます。町民の様々な活動を促進し、地域の活性化に努めます。

将来を担う青少年の豊かな人間関係を育むため、世代間交流事業を推進します。

基本計画

第1章 社会教育と文化活動

第1節 生涯を通じた多様な学習活動の推進

●●現状と課題●●

- ・ 2020年1月現在、神川町の高齢化率は30%を超え、特に中山間地域において顕著です。それに伴い一人暮らしや要介護高齢者も増加し、外出が困難な人も多くなっています。このため、高齢者を対象に健康づくりや生きがい学級等、日常生活に密着した学習の推進が引き続き必要です。
- ・ 「科学技術、情報化社会の進展」により、新たな知識、技術へ対応するための学習が必要となっています。また、「社会の成熟化」に伴い「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求める社会となり、精神的に悩みを抱えた人も増加しています。このため、生涯学習を通じた「仲間づくり」を進める必要があります。
- ・ 近年では、非正規雇用者の増加、現役世代のひきこもり等の課題がある中、職業能力を高め、新しい知識・技術等を習得するための環境整備が求められています。
- ・ 地球温暖化等、環境問題は地球的規模に広がり深刻化しています。資源消費を抑制し環境に対する負担を少なくする循環型社会への移行は、国際的にも重要な課題となっており、環境学習の必要性が増しています。
- ・ 情報通信技術の発展に伴い、社会全般でパソコンや、スマートフォンなどを利用した情報化が進んでいます。特に高速通信網によるインターネットを利用した情報収集や双方向での通信は、日常生活の中で必要不可欠となっていますが、「ネット依存」「ネットトラブル」といった、新たな問題も生まれています。生涯学習を推進するにあたり、情報化の進展にあわせた学習が必要となっています。
- ・ 「生涯学習推進のまち宣言」の趣旨に基づき、時代の課題に的確に対応し、学んだ知識・経験・技術を社会に活かせる体制を整える必要があります。
- ・ 町主催の講座参加者は圧倒的に女性や高齢者が多く、同じ人が複数の講座に参加している傾向が続いています。今後、新規学習参加者を増やすため、住民ニーズの多様化に対応した講座、事業を検討し実施する必要があります。
- ・ より多くの町民が気軽に参加でき、楽しみながら学習活動を進めるために、地域に根差した交流を通して地域を活性化できる学習活動を展開する必要があります。

基本方針

- 1 「生涯学習推進のまち宣言」の趣旨普及を図り、町民が生涯を通じ、総合的に生涯学習を進められる推進体制の整備を図ります。
- 2 ライフステージや町民ニーズに合った様々な講座を実施し、学習活動の支援に努めます。
- 3 生涯学習の意義や必要性の啓発を充実し、より多くの人々が学習活動に参加できるよう施策の展開に努めます。
- 4 生涯学習活動を推進するための場の確保と提供を図ります。

[目指す指標]

指 標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
各種学級・講座への参加者率	(学級・講座等の延べ参加者数)÷6歳以上人口	31.0%	34.0%	総合計画
町民満足度 (生涯学習)	まちづくりアンケート調査	20.9%	50.0%	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 生涯学習推進体制の整備

(1) 「生涯学習推進のまち宣言」の普及

宣言は町民すべてが生涯の各期にわたって、自発的に継続して学習に親しみ、生きがいのある人生と心の通うまちの実現を目指しています。そこで各種イベント・大会及び教室・講座などの機会に参加者で宣言を朗読するなど趣旨の普及に努めます。また、スポーツや文化団体及びサークルなど様々な団体での取り組みを促進します。

(2) 生涯学習推進体制の充実

生涯学習は行政各分野に横断的に関わるものであり、また、関係機関も多岐にわたります。町民ニーズに対応し確かな生涯学習施策を推進するために、庁内の横断的な生涯学習推進体制を保持すると共に、文化・スポーツ団体などの関係団体との連携強化を図り全町的な推進体制の整備に努めます。

(3) 生涯学習推進計画に基づく施策の展開

町民の学習ニーズや時代に対応した総合的・体系的な生涯学習を推進するため、生涯学習推進計画を策定し2020年度から10カ年の事業の展開を図ります。また、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(4) 生涯学習指導者・ボランティアの育成と活用指導体制の充実

地域活性化事業等を通して地域リーダーやボランティア団体の発掘や育成に努め、その取り組みを支援します。社会教育委員会議においては、定期的に現状と課題を把握し、今後のあり方や進め方の検討を行います。

学習活動を支援する指導者の養成・発掘に努めるとともに、指導者を生涯学習事業に活用する仕組みを確立します。

(5) 学習情報の提供と相談体制の整備

「広報かみかわ」や利用者の口コミ、インターネットなどを活用等、町民に対する幅広い学習情報の提供を量的に拡充するとともに、取り組みを支援する相談体制を整備します。

2 生涯学習機会の充実

(1) 学習機会の拡充及び学習内容の充実

中央公民館、ふれあいセンター、多目的交流施設等で行う事業及び各種学級・講座の充実を図るとともに、時代に即した新たな講座を開設するなど、学習機会を拡充します。

(2) 読書活動の推進

中央公民館、ふれあいセンター及び多目的交流施設図書室の図書資料の充実とともに、「神川町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の積極的な推進や家庭で読書に親しむ環境づくりに努めるとともに、読み聞かせ活動の支援や読書サークルの組織化を目指します。また、図書システムを活用し、図書検索や貸出管理を簡素化・効率化し、利用者の利便性向上を図ります。さらに、町民各自の電子端末を用いて、来館せずにいつでも、どこでも電子書籍の閲覧ができる電子図書館システムの利用を普及することで、来館できない方の読書機会を拡充します。

(3) 体験交流学習の推進

子ども会育成会の郷土かるた大会やスポーツ大会、週末子ども教室、スポーツ少年団活動、地域活性化事業での世代間交流事業等を通し、子どもと大人、異年齢の子ども間での体験学習を推進し、規律や他人に対する思いやり、自制心を身につける等、社会性を養います。

(4) 高齢者の学習活動の支援

健康・福祉事業、社会福祉協議会等と連携し、生きがい学級や高齢者対象の講座等の充実を図ると共に、高齢者が長年培ってきた知識や技術を発揮できる場や機会の提供を図ります。

(5) 時代の課題に視点をあてた生涯学習の推進

少子高齢化や情報化、人権、環境、就労、教育問題など生活に深く関わる分野を題材とした講座を開催することにより、実践に結びつく生涯学習の推進に努めます。

3 生涯学習施設の充実

(1) 生涯学習施設の活用と充実

生涯学習施設として活用が図られている中央公民館やふれあいセンター、多目的交流施設等の施設を文化活動サークルの活動場所として利便性を高める等の有効活用に努めます。

(2) 学校開放施設の利用

学校開放施設としての体育館は神川中学校をはじめ丹荘・青柳・渡瀬・神泉各小学校にあり、神川中学校には柔剣道場が設置されています。グラウンドは全小中学校にあります。ナイター照明が整備されているのは中学校と丹荘・渡瀬小学校となっています。今後とも、より一層施設の有効利用を進めるとともに、利用者マナーの徹底を図りながら、広報やホームページを使いPR活動を行います。



週末子ども教室「わくわくタイム」



一般講座「梨のデザート作り」



高齢者生きがい学級「芸能を楽しむ会」



子ども会育成会事業「郷土かるた大会」

第2節 芸術文化の振興

●●現状と課題●●

- ・ 「物」の豊かさだけでなく、「心」の豊かさが重視される時代にあって、町の発展にとって文化の振興は取り組むべき大きな課題となります。
- ・ 近年は情報通信の著しい発達により、町民が芸術や文化に接する機会は増えていると想定され、文化活動に関する学習意欲は多様化しています。また、地域に根ざした町民による主体的な芸術・文化活動を更に促進するために、学習・発表の機会を充実すると共に、指導者の確保や養成、文化団体などへの活動支援が必要です。町民が生涯にわたり、心豊かで潤いのある暮らしができるよう、誰もが気軽に参加できる団体、サークルの育成や、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の提供が必要です。
- ・ 町内の文化活動は、文化協会加盟の24団体と公共施設を利用している自主サークル91団体を中心に行われています。活動内容は交流を中心としたものから、学習・趣味・健康づくりまで広範囲にわたっています。
- ・ 各種文化団体の活動場所は、中央公民館、ふれあいセンター、多目的交流施設、ステラ神泉、就業改善センター、学校開放施設、各集会所などで週1～2回の練習を行っています。
- ・ 近年、多くの団体で指導者や参加者の高齢化及び会員数の減少、若者の参加が少ない傾向がみられます。今後、団体や個人活動を通し多くの町民が芸術文化活動に関われる機会の充実が課題となっています。
- ・ 学習の成果を発表する場として、町民文化祭及びステラ神泉まつり、コスモスまつり、冬桜まつりとイベント実行委員会神川企画舎主催による事業が行われています。多くの参加者で賑わっているものの、発表者が固定化しているなどの課題もあり、今後さらに創意工夫を加え充実を図り、新規発表者を増やす必要があります。

基本方針

- 1 心豊かな文化の香り高い町を目指して、芸術・文化活動の担い手を育成するなど、文化活動の充実を図ります。
- 2 自主活動団体の活性化が図れるよう支援に努めます。
- 3 文化的イベントを充実させ、文化にふれあう機会の拡充に努めます。

[目指す指標]

指 標	算出方法	現状値	目標値 (2029 年度)	備考
町民文化活動 団体数	文化協会加盟 団体数及び社 会教育施設利 用団体数	1 1 6 団体	1 2 2 団体	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 芸術文化活動の充実

(1) 芸術文化活動の支援

芸術文化の分野は、音楽、演劇、伝統芸能、美術、映画、民俗文化財、伝統工芸など広範にわたっています。

町民一人ひとりが芸術や文化に興味を持ち親しむことは、人々が感動を覚え、感性や創造性を磨くために有効です。このため、町の広報やホームページを利用し、近隣の情報を提供すると共に、意義や魅力を啓発します。

文化協会や自主サークル活動活性化のために、広報活動や相談体制の充実を図ります。また、社会教育委員会議において文化活動の現状と課題を把握し、振興策を検討すると共に、施設利用者会議を開催し、連携を図ります。

活動の核となる文化団体等の活性化に向けて文化活動のリーダーや指導者の育成を図ります。また、各種教室の企画・運営、読書活動の普及等を社会教育指導員が支援します。

(2) 交流の場の充実

町民文化祭やステラ神泉まつりなど、町民の文化活動の成果を発表する機会を通じて、交流・研鑽できる場の充実に努めます。また、文化協会などの関係団体が自発的な活動ができるよう支援します。

2 芸術文化活動に親しむ機会の拡充

(1) イベント活動の支援

町は主なイベントとして、町民文化祭をはじめステラ神泉まつり、コスモスまつり、冬桜まつりを開催していますが、より多くの文化団体や町民の参加を促進し、魅力あるイベントになるよう努めます。文化協会や自主サークル、行政区のイベント開催を促進し支援します。

文化協会加盟団体や自主サークル団体の活動と、町民文化祭やステラ神泉まつりなど、町民との協働イベントを拡充します。

(2) 情報提供の充実

町の芸術文化に関する情報を広報紙やホームページを利用し提供すると共に、町外のイベント情報についても県や近隣市町と連携しながら、パンフレットの回覧や町内主要施設での配布に努めます。

県や近隣市町村等と連携しながら、文化に関する活動や施設等の情報提供を充実させます。



生涯学習 町民文化祭



ステラ神泉まつり

第3節 文化財の保存・活用と伝統文化の継承

●●現状と課題●●

- ・ 町には、金鑽神社多宝塔や三波石峡などの国指定文化財が5件、石重寺の夫婦梅や有氏神社の盤台祭り（裸まつり）などの県指定文化財が5件、町指定文化財が27件の有形・無形の文化遺産に恵まれています。また、県内でも有数の古墳群などの埋蔵文化財も多く所在し、文化財の宝庫といえます。これらの文化財は町民ばかりでなく国民共有の財産として後世に伝えると共に、その活用に努める必要があります。
- ・ 郷土の歴史と伝統文化に親しみ、正しく理解すると共に、埋もれている歴史と文化の再発見に努める必要があります。また、あらゆる機会をとらえ、文化財保護や伝統文化の継承についての啓発を推進することが求められています。また、継承する人材の確保・育成も必要となります。
- ・ 文化財展示室の設置、ふるさと歴史講座やこども歴史教室を開催すると共に、文化財マップの配布、広報に町の文化財を連載するなどして、町民の文化財への関心を高め、文化財保護意識の向上を図ります。
- ・ 埋蔵文化財の発掘調査は、調査報告書を刊行して終了するとされています。このため未刊行の調査報告書は速やかに刊行する必要があります。

基本方針

- 1 文化財の保護・活用により、郷土に対する関心を高めます。
- 2 郷土の歴史と文化を学び、文化財の保護意識を高めます。
- 3 伝統文化の継承に努めます。
- 4 展示室の充実と活用に努めます。

[目指す指標]

指標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
町民満足度 (収蔵品展)	まちづくりアンケート 調査	14.0%	16.0%	総合計画
文化財普及事業参 加者数	ふるさと歴史講座やこ ども歴史教室等各種事 業参加者数	111人	120人	総合計画
町指定文化財の新 規指定件数	神川町指定文化財件数 新規指定件数(10年累 計)	3件	5件	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 文化財の保護・活用

(1) 文化財の保護・保存

文化財は、郷土の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な共有財産です。これらは郷土の歴史、伝統、文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。文化財を後世に伝えることは、私たちの責務でもあり、文化財保護意識の向上を図るため、文化財の保存管理施設の整備や、埋蔵文化の試掘調査・発掘調査による出土品の整理、遺跡台帳の整備等、文化財の適切な保存に努めます。また、指定文化財については、その管理について支援します。

(2) 文化財の公開・活用

文化財を保存するには住民の理解と協力が不可欠です。収蔵品展の実施や標柱・説明板等の整備を進めることにより、文化財を広く公開し周知します。また、文化財の保護意識の向上を図るため、常設展示室を積極的に活用すると共に、こども歴史教室の開催や学校での文化財学習、広報を利用して町の文化財を紹介するなど、多くの町民が文化財に関心をもてるよう周知に努めます。

2 歴史と文化の継承

(1) 郷土の歴史文化の掘り起こし

既刊の旧町村誌は郷土の歴史や文化を理解する上で基本となるものであり、活用価値のきわめて高いものです。しかし、歴史という性格上決して十分とは言えず、新たな資料が発見される可能性もあることから、今後も地道な調査活動を継続し、埋もれている歴史文化の掘り起こしや、地域に受け継がれてきた歴史文化の保全・活用に努めます。その成果は歴史講座や収蔵品展などを通して住民に紹介します。

(2) 郷土の伝統文化の継承

風俗慣習や民俗芸能にかかわる伝統文化は、社会生活の変化などによって気づかぬうちに変質し、失われやすいものです。このような特質をもった伝統文化をどのような形で後世に伝えていくのか十分に検討すると共に、民具などの民俗資料を収集保管し、歴史講座やこども歴史教室などで活用します。

有氏神社の盤台祭りや各地域で行われている獅子舞などの民俗文化財は保存会の熱意ある活動と地域の応援によって、守り伝えられていますが、後継者の育成に苦慮しているのが実情です。地域固有の文化として再認識するために、その起源や今に受け継がれてきた歴史を理解する機会を設けると共に、保存団体への活動を支援します。

第2章 スポーツ・レクリエーション

第1節 生涯スポーツ施設の充実

●●現状と課題●●

- ・ スポーツ施設は、町営グラウンドをはじめターゲットバードゴルフ場、町営神泉運動公園、美原公園テニスコート、神川町B&G海洋センター（体育館）、学校開放施設などが設けられ、子どもから高齢者まで気軽にスポーツを楽しめるような場として提供しています。
- ・ 利用状況は、町営グラウンド及びターゲットバードゴルフ場、B&G海洋センター（体育館）、学校開放施設の体育館及び神川中学校グラウンドの利用者数は多くなっています。また、地域別では丹荘・青柳地域に比べ、渡瀬・神泉地域の利用者数が少ない結果になっています。
- ・ 町では健康緑道や新宿ふれあい公園、城峯公園などが整備され自然と親しみ、ウォーキングにも適した場所に恵まれています。町民の健康と安らぎの場として、施設の有効活用を図る必要があります。
- ・ スポーツ活動は、町民の心身のリフレッシュや健康づくりに重要な役割を果たすことから、町民の誰もが生活の一部として気軽にスポーツを楽しめるように、施設の利便性の向上に努め、環境づくりを進める必要があります。

基本方針

- 1 気軽に親しめる生涯スポーツ施設の充実を図ります。
- 2 近くの公園や家でもできる軽スポーツの普及に努めます。

[目指す指標]

指標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
スポーツ施設利用回数	延べ利用者数÷6歳以上人口	5.7回	6.3回	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 生涯スポーツ施設の充実

(1) スポーツ施設の利用促進

社会体育施設利用者会議等において施設利用の現状と課題の把握に努め、施設整備や利用促進を図ります。

成人スポーツの競技者人口の減少が著しいことから、既存団体の活性化を支援すると共に、他種目団体等に空き状況を町ホームページ等で情報提供するなど利用呼びかけを行い、施設の有効利用の促進を図ります。

健康増進事業との連携を図り、既存のスポーツ施設の有効活用を進めます。また、生涯学習スポーツ振興のため、スポーツ推進委員等、新たな指導者の発掘や育成に努めます。

(2) スポーツ施設の利便性の向上

スポーツ施設を快適に利用できるよう適切な管理に努めると共に、町民が気軽に利用できるように手続きの簡素化を図ります。また、比較的利用が少ない渡瀬、神泉地区の社会体育施設の有効活用に努めます。

高齢者の多い地域では、身近でできる軽スポーツの普及を図るため、職員やボランティアが集会所等に出向く出前教室の開催を検討します。



ターゲットバードゴルフ場



町営グラウンド

第2節 スポーツ・レクリエーションの普及

●●現状と課題●●

- ・ スポーツ・レクリエーション活動は、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりに大きな役割を果たすとともに、世代を超えた町民相互の交流を深め、活力ある地域づくり、まちづくりを進める上で重要な役割を担っています。しかし、一方で少子高齢化や就労形態の多様化等により、生活様式も変化しスポーツや地域活動、町の事業に参加できない人が多くなっています。
- ・ 町の最大イベントである町民体育祭への参加者は、人口の約28%となっており、行政区で行うスポーツイベントへの参加は約18%となっています。今後、これらの事業への参加率を高めると共に、各種スポーツ教室を充実し、スポーツを始めるきっかけづくりを行う必要があります。
- ・ 現在、体育協会には専門部が14、行政区支部が23あり、スポーツ少年団は8単位団となっている一方、自主クラブも活動しています。体協専門部及びスポーツ少年団とも一部の団体を除き参加者数が減少しており、今後、参加者を増やすなど組織の活性化が課題となっています。
- ・ 町民だれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力・年齢・目的に応じてスポーツを楽しむことが大切であり、生涯スポーツ社会の実現は重要な課題となっています。スポーツ・レクリエーション活動への参加は、健康・生きがい・仲間づくりにつながります。今後、誰もが気軽にスポーツ等に親しめるよう、生涯スポーツの振興に向けた既存のスポーツ施設の有効活用を進めるとともに、スポーツ推進員等、指導者の確保・育成が求められています。

基本方針

- 1 子どもから高齢者までスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、楽しめる事業を展開します。
- 2 スポーツ・レクリエーション活動の情報提供、スポーツ団体や指導者育成、機会の創出の場の提供に努めます。
- 3 成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指し、施策を展開します。

[目指す指標]

指 標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
スポーツ教室参加 率	延べ参加者数÷15 歳以上人口	4.8%	7.0%	総合計画
町民満足度 (スポーツ振興)	まちづくりアンケ ート調査	17.6%	46.0%	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 スポーツ・レクリエーション機会の提供

(1) スポーツを通じた健康づくりの推進

ウォーキングなど場所を問わず、いつでも、いつまでも気軽にできる健康づくり運動の普及に努めます。また、保健部門との連携により、生活習慣の見直しや食生活の改善を促進する等、健康づくり運動の普及・啓発に努めます。

(2) 自然環境の活用

城峯公園や神流湖、三波石峡、神流川水辺公園、金鑽清流公園、健康緑道、新宿ふれあい公園、神川ゆ〜ゆ〜ランドなど自然を活かした施設に恵まれていることから、ウォーキングイベントや町民ハイキングなど自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションの振興及び利用の促進を図ります。

(3) 他事業との連携

公民館事業と連携し、エアロビクス、スキー・スノーボード教室等、各種スポーツ教室を拡充します。また、健康増進事業との連携により、ウォーキング等の軽スポーツの普及に努めます。

(4) イベントの開催

町民体育祭や駅伝競走大会などの充実を図ると共に、行政区が行うスポーツイベントの開催を促進します。また、イベントの開催にあたっては子どもや高齢者の参加を促すと共に、障がい者に配慮した運営に努めます。

町民体育祭の充実をはじめ、町民親睦ゴルフ大会やターゲットバードゴルフ大会、かみかわ駅伝大会等、子どもや高齢者がともに参加するスポーツイベントや障がい者も参加できるフェスティバルの開催を推進します。

2 スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

(1) 情報提供の充実

町の広報やホームページ等を利用し、スポーツ・レクリエーションに接する機会

に関する情報や、スポーツ団体に関する情報、公共施設の空状況等の情報提供の充実に努めます。

(2) 指導者の育成

生涯スポーツ活動をより一層推進するためには、指導者の資質の向上が必要です。町の体育協会やスポーツ少年団等と連携を図りながら指導者の研修を実施すると共に、発掘、養成、確保に努めます。また、住民に対し、スポーツに関する指導や助言を行うスポーツ推進委員の活性化を図ります。

(3) スポーツ団体の育成及び支援

体育協会は、行政区支部23団体、専門部14団体、スポーツ少年団は、8単位団で構成されており、今後さらにPR活動を行い加盟団体の増加を目指します。また、会員数が減少している専門部やスポーツ少年団については、現状や課題の把握に努め、スポーツ振興協議会で協議し改善策の意見提示に努めます。

さらに、町の行事や地域活動を円滑に進めるために、自発的、継続的に活動できる団体の育成を図ると共に、支援をします。

体育協会加盟団体をはじめ、スポーツ少年団及び自主活動を行っている団体等の事業の活性化を支援します。



生涯学習町民体育祭



フロアカーリング教室

第3章 家庭・幼児・学校教育、青少年健全育成

第1節 家庭・幼児教育の充実

●●現状と課題●●

- ・ 家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣・生活能力、思いやりや倫理観の醸成、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につける大切な機会としてその重要性は一層高まっています。
- ・ 子育てに不安や悩みをもつ親は増加しており、今後とも子育て学習の機会提供や相談機能を充実させ、安心した子育てを支援すると共に、家庭や地域の教育力を向上させるための支援策が必要となっています。
- ・ 近年、子どもの遊び場や多世代及び地域の人々との交流が減少する中で子どもたちの体験学習の必要性が叫ばれています。
- ・ 少子化・核家族化により、子ども同士の交流機会が減少し、地域全体で子どもを守り育てる力も弱くなる傾向にあります。多様化する子育ての悩みを解決するため、一人ひとりの実態に応じた支援が求められています。
- ・ 町で行っている保護者や子ども向けの健全育成事業としては、幼稚園、小学校、中学校での家庭教育学級やPTA研修会、毎月20日の「親子ふれあいの日・ノーメディアデー」、「あいさつと靴そろえ運動」等の推進が行われています。

基本方針

- 1 家庭教育学級や各種講座、広報による啓発等を行い、親の学習を支援すると共に、相談機能の充実を図ります。
- 2 幼稚園と保育所（園）との連携を強化するなど、幼児教育の充実を図ります。
- 3 保健センター主催の乳幼児健診や3歳児検診等において、子育てに関する学習を行うと共に、「家庭教育」や「幼児教育」の重要性の啓発を行い、家庭の教育力の向上を図ります。

[目指す指標]

指 標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
家庭教育学級 参加率	家庭教育学級の 参加者数÷全児 童・生徒数	79.3%	84.0%	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 家庭教育の充実

(1) 学習機会の確保

保育所（園）、幼稚園、学校、保健センター及び関係各課と連携を図り、子どもの成長に合わせた各期（乳幼児期、小・中学校期）に多くの親が集まる機会を利用して、子育てに関する講座を行い、悩みを抱える保護者には子育て支援担当課の相談へつなげるなど、家庭教育の充実を図ります。

中央公民館が主催している家庭教育学級の充実を図ると共に、親の学習会を行うなど学習機会の提供に努めます。

(2) 家庭・学校・地域の連携づくり

各学校が発行している「学校だより」、保護者会、授業参観日、PTAの会議や講座等を通し、家庭・学校・地域が積極的に連携し合い、社会全体で子育てをするための取り組みを行います。

また、「親子ふれあいの日・ノーマディアデー」や「あいさつと靴そろえ運動」等を推進し、家庭教育の向上に努めます。

2 幼児教育の充実

(1) 幼児教育環境の整備

幼児期は基本的な生活習慣や社会性・自発性を身につける大切な時期であるため、家庭的な雰囲気の中で幼児と職員との交流を促すと共に、自然や人、物との触れあいの中で好奇心を満たし、自発的な活動としての遊びを引き出すような環境づくりを行います。また、健康や安心安全に配慮した施設環境の形成に努めます。

安全でゆとりある快適な幼児教育環境を整備するとともに、体験活動の充実や教職員の能力の向上を図ります。

(2) 望ましい成長・発達を図るための幼児教育の充実

園での生活を通し、生きる力を育むため、「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組み、「あいさつと靴そろえ」など基本的な生活習慣の育成を図ります。健康で明るく情操豊かな子どもの育成を目指し、家庭との連携を深め一人ひとりを大切にされた個性

を伸ばす教育を推進します。

(3) 幼児教育の計画、実施、評価

幼稚園、各保育所（園）にあった教育及び保育計画を作成して幼児教育を実施します。年度末には職員による評価を行うと共に、保護者のアンケート調査を行い、よりよい教育及び保育の向上に努めます。

(4) 延長教育の実施

幼稚園でも、働く保護者が安心して子育てができるよう平日の朝1時間20分及び夕1時間20分、夏季休業日に預かり保育を実施します。

(5) 職員研修の充実

職員の資質の向上を目指して、職務に関わる専門的な知識及び技能の研修を実施し、より充実した幼児教育を推進します。

(6) 幼稚園と保育所（園）との連携

就学前の教育及び保育のニーズに対応するため、定期的な情報交換、人事交流など幼稚園と保育所（園）の連携を強化すると共に、子育て支援の充実に努めます。

3歳児保育及び延長教育のあり方検討等、幼稚園と保育所（園）の連携強化に努めるとともに、ニーズに合った子育て支援を展開します。



家庭教育学級



神川幼稚園
町民文化祭舞台発表

第2節 学校教育の充実

●●現状と課題●●

- ・ 本町には小学校が4校、中学校が1校あり、国の指導要領に基づく教育を推進していますが、一部地域では少子化の影響から児童・生徒数が減少し、行事等の実施に支障が生じ始めています。
- ・ いじめや不登校等を未然に防止するため、児童・生徒一人ひとりに合わせた指導方針の策定が求められ、教職員の指導技術の向上も求められています。
- ・ 基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、さらに命の大切さや他人・郷土を思いやる心を育む地域の特性を生かした教育の実践に取り組む必要があります。
- ・ 発達障がいを抱える児童・生徒等、特別な支援を必要とする子どもへの対応が求められています。学校教育の内容について、さらに議論を深めることも必要です。
- ・ 学校施設については、老朽化に対して計画的な対応が求められます。また、学校設備についても学校図書館の充実を図るとともに、児童生徒がコンピューターや情報通信ネットワーク等を適切・効果的に活用できる環境を拡充していきます。

基本方針

- 1 基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現等、教育内容の充実を図ります。
- 2 豊かな心や社会性を育む教育を推進します。
- 3 自然体験・社会体験等の学習を拡充させるとともに、教育環境の充実を図ります。

[目指す指標]

指 標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
学校教育活動全般 に対する評価	保護者アンケート調査 での肯定的評価の割合	97.0%	100%	総合計画
町民満足度(学校教育)	まちづくりアンケート 調査	24.5%	40.0%	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 教育内容の充実

(1) 学力の向上

幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校が連携して基礎的な知識や技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を身に付ける取り組みを推進します。

(2) 食の知識の習得と基礎体力の向上

児童・生徒が健康で学校生活を送れるよう、規則正しい食生活や健康で安全な食の知識を習得するとともに、体育授業や部活動の充実、新体力テスト等、スポーツを通して基礎体力の向上を図ります。また、各家庭に部活動やスポーツ少年団活動の情報を提供します。

(3) 情報教育の推進

情報教育に関わるシステムと学習環境の整備を一層充実し、児童・生徒の情報活用能力の向上に努めます。

(4) 国際理解教育の推進

外国語授業・外国語活動に ALT を配置するとともに、異文化体験を充実させる等、国際理解教育を推進し、グローバル化に対応できる人材の育成を図ります。

(5) 教職員の資質・能力の向上

校内授業研修会や教職員等教育講演会、オール神川研修等積極的な教職員研修を促進し、教職員の指導力向上に努めるとともに資質・能力の向上を図ります。

(6) いじめ対策の推進

児童・生徒の人権感覚を育成するとともに、学校・家庭・PTA と連携していじめの早期発見・早期対応に努め、いじめ対策に対する様々な教育相談活動を推進します。

(7) 小規模教育の推進

学習支援員等を配置してきめ細やかな教育を実施するとともに、地域住民による学校行事への積極的な参加を促進します。

2 豊かな心を育む教育の推進

(1) 心の教育の推進

人権教育、道徳教育、郷土教育等により、学校・家庭・地域が連携して思いやりの心や社会貢献の精神を育むための心の教育を推進します。

(2) 健康教育の推進

児童・生徒が健康で明るい学校生活を送れるように、「早寝・早起き・朝ごはん

ん」の推進による基本的な生活習慣の確立や健康で安全な食生活の知識を習得するなど食育の充実に努めます。また、児童・生徒の発達段階に応じ、食育や健康、性、薬物（危険ドラッグを含む）、情報教育等に関する正しい知識を身に付けるための健康教育と指導の充実に図ります。

（３）教育相談の充実

児童・生徒及び保護者が教育に関する悩み事を気軽に相談できるよう、さわやか相談員やスクールカウンセラー、保健師等、専門知識を有する職員による教育相談活動を充実します。

（４）特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの持てる力を高められるよう、就学奨励事業特別支援教育の充実に図ります。

3 教育環境の整備

（１）教育施設の整備・充実

児童・生徒の安全確保や教育環境の向上を目指し、教育施設の計画的な施設修繕や大規模改修を推進します。

（２）学校図書館の整備

学校図書館の資料の充実及び計画的な更新を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動を支援します。

（３）ICT環境の整備

情報活用能力を向上させるため、コンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、児童・生徒の学習内容への興味・関心を高める取り組みを推進します。

※ICTとは

Information & Communications Technology の略。情報通信技術。

第3節 地域との連携による学校づくり

●●現況と課題●●

- ・ 地域との結びつきを強化するため、家庭・学校・地域の情報交換を進め、教育に関する関心と理解を一層深めるとともに、ボランティアによる相互支援及び、クラブ活動・部活動の指導者等の人材活用を進める必要があります。
- ・ 子どもの安全を守るために地域と連携した見守り活動を充実させることが求められています。また、学校給食についても地元食材を使用した安全な給食実施等食育の推進が求められています。

基本方針

- 1 様々な体験活動を通して、生きる力を育て「絆」を深めるための取り組みを進めます。
- 2 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの健やかな育成と開かれた学校づくりを推進します。

[目指す指標]

指標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
地域人材の活用人数	学校の授業等に協力した年間実人数(延べ人数)	256人	350人	総合計画
「子ども110番の家」設置箇所数	設置箇所数	326軒	400軒	総合計画
学校運営協議会の設置数	学校運営協議会の設置数	1校	5校	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 体験学習機会の充実

(1) 体験活動の充実

たくましい児童・生徒の育成に向けて、地域と連携した自然体験・農業の体験、社会体験等の活動を充実します。

(2) 郷土資源の活用

学習教材として郷土の歴史・文化財を活用し、郷土を思う心を育みます。

2 地域とともにある学校づくり

(1) 開かれた学校運営の推進

地域に向けて学校施設の積極的な活用を促すとともに、土曜日授業の実施や、学校運営に保護者や地域の声を反映する学校運営協議会制度を推進します。

(2) 地域の人材活用

地域の特性を生かした様々な体験活動や総合学習等に、地域の人材を積極的に活用します。

(3) 学校安全の向上

児童・生徒が安心して通学できるようスクールガード・リーダーを中心とした下校ボランティアや、「子ども110番の家」等を充実するとともに、行政区や保護者の協力を得て。町内防犯パトロール等の取り組みを強化します。

(4) 食育教育の推進

栄養教諭による給食の栄養管理や食習慣の指導に取り組むとともに、家庭と連携して食育教育を推進します。

第4節 青少年の健全育成

●●現況と課題●●

- ・ 地域の人々との結びつきの希薄化等により、青少年の交流や社会体験等、社会の規範を学ぶ機会が少なくなっています。また、いじめや非行等は大きな社会問題になっています。
- ・ 青少年の健全な成長には、社会全体での取り組みが不可欠です。本町では、青少年育成委員会や青少年育成推進員が中心となって、家庭や学校、地域との連携強化を進めていますが、さらに、青少年相談員の確保や相談体制の充実を図る必要があります。
- ・ 青少年の社会体験機会を確保するため、より積極的に社会貢献活動やボランティア活動に参加してもらうための仕組みづくりが求められています。
- ・ 青少年をインターネット上での悪質サイト等から守るため、SNSをはじめとしたインターネット利用等への対処が必要になっています。

基本方針

- 1 青少年が地域での様々な活動に積極的に参加できる青少年活動を支援します。
- 2 家庭・学校・地域・企業・民間団体・関係機関が連携して学校や家庭と連携して青少年の健全育成に取り組む環境づくりを推します。

[目指す指標]

指 標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
声かけ・あいさつ運動の実施団体数	実施団体数(対象:青少年団体、学校PTA等の団体)	9団体	10団体	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 青少年の活動促進

(1) 社会活動の支援

- ・ 社会福祉協議会等との連携・支援を進め、他人への思いやりや、協調する心を育めるよう、社会貢献活動やボランティア活動への参加等、青少年の社会活動

を支援します。

(2) 各種活動機会の提供

青少年を対象にした文化やスポーツに関する講座や教室の開催に努めます。また、自主団体の活動拠点として公共施設の活用を推進します。

中学校部活動育成事業や週末子ども教室を実施し、青少年がスポーツや文化活動に気軽に参加できる機会を提供するとともに、活動の拠点として公共施設の活用を推進します。

(3) リーダーの発掘・活用

子ども会育成会事業のスポーツ大会やかるた大会、リーダー育成研修への参加などを通じて青少年リーダーの養成・確保を図ると共に、人材の発掘・活用に努めます。

2 青少年の健全育成

(1) 安全・安心の確保

青少年育成委員会や青少年相談員を中心に、学校・地域・ボランティア等が連携して声かけ運動や巡視活動を実施し、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

(2) 非行防止対策の推進

地域や関係機関と連携して、青少年に関する有害環境の浄化促進に努めるとともに、インターネット利用の調査や薬物乱用防止対策を充実させ、補導活動等、青少年の非行防止対策を推進します。

第4章 人権尊重と共生

第1節 人権の尊重

●●現状と課題●●

- ・ 本町では、基本的人権を正しく理解し、尊重し合い、明るく住みよい豊かな社会を実現するため、平成19年3月18日に「人権尊重の町宣言」を行い、人権教育及び人権啓発を推進しています。
- ・ 女性・子どもに対する暴力事件や虐待、高齢者、障がい者、同和、外国人、性的マイノリティ（LGBT）など、多岐にわたった差別問題が存在しています。近年ではインターネット・SNSなどを悪用した人権侵害が顕在化しており、現実社会にも悪影響を与えています。今後もあらゆる機会を通じて人権学習を推進する必要があります。
- ・ 近年、女性・子どもに対する精神的・身体的暴力、また、障がい者への偏見や差別的な思想を根とした無差別殺人事件など、誰でも持つ人権を侵害し、生命の尊厳を侵す行為が後を絶ちません。また、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、学校におけるいじめや暴力、犯罪へのハードルが低くなっているなど憂慮すべき状況の中で教育の果たす役割はますます重要になっています。
- ・ 本町では様々な人権問題の解決を図り、一人ひとりの人権が尊重された社会を目指して、行政、町民、各種団体が連携して人権教育及び啓発を推進していますが、今なお様々な分野で課題が残っています。
- ・ 人権問題の解決を図り、すべての町民の人権が尊重された差別のない明るい住みよいまちをつくるためには、人権に関する学習を推進するとともに、その成果を生活の中で実践することが必要となります。今後ともあらゆる場や機会を通じて人権教育と啓発を進める必要があります。

基本方針

- 1 一人ひとりがお互いを尊重し、理解し合える社会を実現するために、人権意識の啓発活動を推進します。
- 2 様々な人権問題を解決するため、人権教育・学習の機会を増やし、人権が尊重される社会づくりを推進します。

[目指す指標]

指標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
人権教育普及・啓発事業参加者率	人権教育後援会等の出席者数÷15歳以上人口	5.3%	6.0%	総合計画



【人権作品の表彰】



【人権講演会】

ハートフルデイ

◆◆具体的施策◆◆

1 人権意識の啓発

(1) 啓発活動の推進

役場職員を対象にした人権教育研修会、町民対象のハートフルデイの充実を図ると共に、各種の会議等において研修や啓発ビデオを視聴するなど人権教育啓発の推進を図ります。また、広報紙による啓発活動に努めます。

(2) 相談活動の充実

町には、人権に関する相談活動を行う人権擁護委員4人、人権・福祉分野で相談や支援活動を行う民生委員・児童委員34人、児童福祉を中心に相談・支援活動を行う主任児童委員2人、行政に関する相談に応じる行政相談員2人、保護観察者の相談や社会復帰への手助けを行う保護司8人、更生保護女性会員50人がそれぞれ活動しています。これらの関係団体と連携し人権相談活動を充実します。

人権擁護委員をはじめ、関係機関と連携し、人権相談等、人権擁護活動を充実します。

2 人権が尊重された社会の構築

(1) 人権教育・学習の推進

町内各小中学校や幼稚園で行っている家庭教育学級、並びにかみかわハートフルデイや人権教育研修会の実施、各行政区でのまちづくり講座等で人権学習を取り入れ、人権教育の推進を図ります。また、地域・学校・職場等に人権教育・啓発ビデオの貸し出し等を行い、町民がお互いの人権を尊重する社会を築くことを目指します。

第2節 男女共同参画の推進

●●現状と課題●●

- ・ 少子高齢化、社会の成熟化や女性の社会進出等により生活も大きく変化しています。男女が共に信頼しあい、協力し、支えあう家庭・地域・まちづくりを進めることが必要です。
- ・ 国では「男女雇用機会均等法」^{※1}、「男女共同参画社会基本法」、「育児・介護休業法」、「DV防止法」^{※3}、「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど関係法令の整備が行われてきました。また、町では「神川町男女共同参画プラン」を作成し、取り組んでいます。
- ・ 男性も女性も社会の一員として同じように能力を発揮できる地域社会が求められています。しかし、固定的な男女の役割分担意識が残っており、出産・育児・介護等の制約により、女性が能力を十分に発揮できない状況も指摘されています。
- ・ 最近ではDV、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント^{※4}、パワー・ハラスメント^{※5}など、主に女性の人権を侵害する事件も増えています。世界的にも女性の人権についての活動が活発になっています。
- ・ 男女平等の観点に立ち、活力ある地域社会を築くため、啓発活動を行うと共に、男女が活躍できる環境を整えることが重要となっています。

※1 正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

※2 正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

※3 正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

※4 セクシャル・ハラスメント・・・相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつ写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

※5 パワー・ハラスメント・・・仕事上の権力や地位を利用して、相手の人権や尊厳を傷つけるなどの、身体的・精神的苦痛を与える言動。

基本方針

- 1 男女平等意識の啓発、育児休業制度の周知と活用促進に努めます。
- 2 妊娠期及び出産後における配慮や男性の育児休暇の取得の促進等、家庭や社会生活等でより女性が活躍できるような男女共同参画を促進する環境の整備を図ります。

[目指す指標]

指標	算出方法	現状値	目標値 (2029年度)	備考
審議会・委員会等の女性委員の割合	女性委員数 ÷ 審議会・委員会等の委員数	25.2%	30.0%	総合計画

◆◆具体的施策◆◆

1 男女平等意識の啓発

(1) 役割分担意識の是正

家庭・学校・地域などでの固定的な役割分担意識の是正を目指し、幼児期から男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。このため、講演会の開催や、広報などを活用して男女平等の視点に立った意識啓発や学習機会の充実を図ります。

(2) 法・制度の周知と活用促進

男女雇用機会均等法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律や育児休業制度の周知と活用促進に努めます。研修会や講座等においてこれらの法律や制度の周知を図ると共に、相談事業の充実に努めます。

2 男女共同参画の促進

(1) 男性の家事への参加促進

現在は、子育て・介護・家事の多くは女性が担っている状況ですが、働いている女性も多いことから負担が大きくなり問題となっているケースもみられます。

育児や介護、その他の家庭生活で男女が協力して円滑に家庭生活を営めるよう、学習会やハートフルデイなどの機会を捉え、男女共同参画の教育を推進します。

(2) 女性参画の環境づくり

女性が個性と能力を十分に発揮できる職場や、審議会や委員会等への女性参画を推進し、政策決定、地域活動等、様々な分野に積極的に参画できる環境づくりに努めます。

第5章 町民と行政の協働

第1節 交流の推進

●●現状と課題●●

- ・平成13年から旧神川町では地域活性化事業を実施し各行政区で行う生涯学習活動を支援しています。現在は23行政区すべてが実施し、世代間交流事業やスポーツを通じた健康づくり事業、地域美化活動、納涼祭、子どもを対象にした体験事業などを行っています。
- ・近年になり、地域活動や文化、スポーツ活動への参加が少なくなると共に、高齢化が進んでおり、若年層の参加促進が課題となっています。
- ・子どもから高齢者まであらゆる年代層での交流を通して地域力を高め、地域での子育てや防犯、防災、福祉など相互扶助の体制づくりを進める必要があります。

基本方針

- 1 交流を通し地域の発展を図るため、地域活動団体への支援を行います。
- 2 交流を通し地域力を高め、希望に満ちたまちづくりを目指します。

◆◆具体的施策◆◆

1 交流の推進

(1) 地域団体への活動支援

地域活性化事業等を通し行政区やボランティア団体等が行う事業を奨励し、より多くの町民の参加や協力が得られるよう地域活動に対する支援を行います。

(2) 世代間交流の促進

行政区で行う世代間交流事業、児童・生徒の福祉施設訪問や地域人材の学校教育への参画などを通じて、様々な世代と子どもたちの交流を促進します。

(3) イベントを通じた交流の促進

町で行うコスモスまつりや冬桜まつり、町民体育祭、町民文化祭及び行政区で行うイベント等を通じて町民の交流活動を促進します。



神川企画舎主催
「ふれあいコンサート」



週末子ども教室
「とんぼのブローチ作り」



かみかわ駅伝大会



歩け歩け大会

第2節 高齢者の社会参加

●●現状と課題●●

- ・ 町でも団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）の高齢化や少子化の急速な進展に伴う労働力人口の減少等により社会経済環境は大きく変化しています。
- ・ このような状況の中、町や地域の活性化を維持・向上する手段として豊富な知識・経験、高い技術力を持つ団塊世代や高齢者層の活躍に期待が寄せられています。
- ・ 地域課題には、子育て、教育、防犯、防災、環境整備、健康、生きがいづくり、福祉など様々な分野があり、迅速かつきめの細かい対応は近隣住民が行った方が良い場合があることから団塊の世代の関わりを深め、住みよいまちづくりを推進する必要があります。
- ・ 全国の15歳から64歳までの生産年齢人口が7,000万人まで落ち込み、一方、65歳以上の人口が3,500万人を突破すると予測される「2025年問題」が大きな社会的関心を呼んでいます。我が国の人口構成上大きな割合を占める団塊世代（昭和22年から24年の3年間に生まれた人たち）は、2025年には後期高齢者になります。本町でも、団塊の世代やそれに続く年齢層は多く、この動向が大きな社会的影響を与えるのは確実です。
- ・ 高齢者がやりがいを持って社会に参加できる仕組みを研究し、地域での福祉や防犯等、様々な支え合い活動へ参加してもらい、次の世代へ引き継いでいくことが課題となります。

基本方針

- 1 高齢者がまちづくりや地域活動等に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

◆◆具体的施策◆◆

1 社会参加・地域活動の促進

(1) 地域づくりへの支援

地域活性化事業や登下校ボランティア、行政区での地域活動等に積極的に関わる機会の提供を図ります。

健康で生きがいある人生を送るための講座を開催すると共に、地域指導者として活躍できる養成講座等を実施します。

(2) 児童・生徒の学習活動支援

児童・生徒が授業中に地域の伝統芸能などを学び、体験学習を通し社会性を身に

つけるために創設された学校応援団を支援するため高齢者の活用を図ります。

(3) 社会教育活動の支援

高齢者の豊富な知識や経験を生かすため社会教育活動の指導者として活用を推進します。

(4) 「やりがい創出」の推進

・ 幅広い分野で社会参加できる仕組みを研究し、地域での福祉や防犯等、身近な支え合い活動を始めとした「やりがい創出」に取り組みます。

(5) 交流の促進

・ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図り、世代を超えた町民の交流や近隣自治体と連携した同世代交流を促進します。

第3節 協働社会の実現に向けて町民参画の仕組み作り

●●現状と課題●●

- ・ 「まちづくり」は「人づくり」といわれるように生涯学習を通し自己啓発を進め、明るい家庭づくり、地域づくり、まちづくりに役立つ様々な事業を推進する必要があります。
- ・ 多様な町民ニーズに応えるため、町民と行政が共に考え、知恵を出し合う協働の体制を整備する必要があります。高齢者の見守り、子どもの健全育成、防犯、防災等、行政だけでは対応が難しい課題について協働して解決に取り組むことも必要となっています。また、高齢者の社会参加を促す取り組みも重要です。
- ・ 町民ニーズの実現を図るには、行政区の役割の重要性が高まり、地域でできることは地域で行う住民自治が求められています。
- ・ 行政区やボランティア団体が行う活動への支援が求められるほか、若年層にボランティア活動等への理解を深めてもらい、「助け合い」の精神を身に付けてもらうことが求められています。
- ・ 地域の課題は、町民「みんなで」考え、学び、行動することによって解決されます。そのため、町民「みんなで」交流し支えあうことによって自らを高めると共に、学習活動の輪を拡大し、より充実した地域社会の実現を目指すことが必要です。生涯学習の推進は、町民、各種団体、企業、行政の連携・協力が必要で一層連携を図り「住んで良かったまち」「住みたくなるまち」を目指して事業を推進します。

基本方針

- 1 生涯学習で身につけた知識・技能をまちづくりや地域づくりに活かせる環境を整えます。
- 2 生涯学習に関係するグループやボランティア団体等の育成・支援を行い様々な機会を通じて、町民、家庭、学校、各種団体、企業、地域、行政の連携を図り協働体制を構築します。
- 3 学びあい、支えあい、信頼しあえる地域づくりを目指し施策を展開します。
- 4 「まちづくり」は「人づくり」、「人づくり」は「生涯学習から」を合言葉に自己啓発を進め、明るい家庭・地域・まちづくりを進めます。
- 5 町民一人ひとりが地域課題の解決に主体的に取り組むとともに、町民と行政との協働のまちづくりを推進します。
身近なことは地域が主体で考える「地域コミュニティ活動」を支援します。

◆◆具体的施策◆◆

1 団体・グループの育成・活動支援 町民参画の推進

(1) 団体・グループの育成 町民まちづくり活動への支援

従来の助成、施設の提供等による団体・グループ活動の支援に加え、組織の育成や強化を図り自立活動を支援します。新規ボランティア団体の結成や地域リーダーの育成に努め、NPO法人設立を促進します。

行政区、コミュニティ協議会、老人クラブ、子ども会、各種の地域づくりを担う団体等が取り組むまちづくりの実践活動を多角的に支援するとともに、グループ間の交流・連携を促進します。

(2) 団体・グループ間の交流

団体・グループ間の交流を図り学習の輪を広げ、より充実した学習活動ができるよう支援します。

2 町民と行政の協働推進体制の構築 協働の仕組みづくり

(1) 生涯学習関係組織の充実

生涯学習を町民全体で推進するには広く町民の意見を反映すると共に、行政と町民の連携を深め、効果的な施策を展開する必要があります。このため、生涯学習町民会議や社会教育委員会議、体育協会、文化協会等関係団体との連携を強化し、町民と行政の協働による生涯学習の充実に努めます。

(2) 町民参加による行政の推進

町政に対する理解を深め、町民参加の行政を実現するために、広報、ホームページ、まちづくり提案箱、インターネットによるメールボックス、まちづくり講座等を活用し、情報提供を行うと共に、まちづくりに対する意見や要望の把握及び施策への反映に努め、「住んで良かったまち」、「住みたくなるまち」づくりを目指します。

生涯学習を通し、町民が地域や生活上の問題を自ら解決する主体となるよう支援し、住民と行政が一体となった「希望に満ちたまちづくり」を目指します。

(3) 基本的ルールの確立

多角的な広報活動により町民と行政が協働のまちづくりの理念を共有し、時代やニーズに合った基本的なルールを定めます。

(4) 協働型事業の促進

行政区活動や非営利活動への支援を維持するとともに、企画提案型イベントを積極的に採用することにより、町民や企業等がより深く関わる協働型事業を目指します。



中央公民館 消防訓練



コスモスハーモニー主催
【ハーモニーの広場】

生涯学習推進のまち宣言

美しい自然にかこまれ 明るく心豊かな人間性あふれる
神川町は わたくしたちみんなの願いです

わたくしたちは ふれあいを大切にし 生涯にわたり
ともに学びつづけ 生きがいのある人生と心のかよいあ
う「かみかわ」の実現をめざして ここに「生涯学習推進
のまち」を宣言します

一 わたくしたちは 生涯を通して学習に親しみ
自己啓発を図ります

一 わたくしたちは 学習を通して絆を深め
健やかで幸せな家庭を築きます

一 わたくしたちは 学びを通して支えあい
信頼しあえる地域づくりに努めます